

函 財 税

令和5年(2023年)3月31日

議 員 各 位

財 務 部 長

資料の提出について

このことについて、「地方税法等の一部を改正する法律」および「所得税法等の一部を改正する法律」等が3月31日に公布されたことに伴い、同日付けにて函館市税条例の関係規定を整備し、函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例を廃止する必要がありますので、「函館市税条例の一部を改正する条例」および「函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例を廃止する条例」につきまして専決処分をさせていただき施行いたしたいと存じます。

つきましては、このことに関する資料を下記のとおり配付いたしますので、よろしくお願いいたします。

記

- 1 函館市税条例の一部を改正する条例の骨子
- 2 函館市税条例の一部を改正する条例の新旧対照表
- 3 函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例を廃止する条例の骨子
- 4 函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例（廃止する条例）

(財務部税務室)

函館市税条例の一部を改正する条例の骨子

1 改正理由

地方税法等の一部改正に伴い、大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が提出すべき申告書に関する規定ならびに軽自動車税の種別割および環境性能割の税率の特例等に関する規定を整備し、ならびに規定を整備するため。

2 改正内容

(1) 固定資産税（附則第8条の4）

大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が提出すべき申告書に関する規定を整備する。

(2) 軽自動車税（附則第14条の2）

種別割の税率を軽減する特例（グリーン化特例（軽課））の適用期限を延長する。

- ・75%軽減および50%軽減する措置については3年延長
- ・25%軽減する措置については2年延長

(3) 規定の整備（附則第8条の2の3，附則第8条の3，附則第8条の4，附則第14条の2の2，附則第14条の2の3，附則第14条の7）

3 施行期日 令和5年4月1日

函館市税条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
附 則	附 則
(読替規定)	(読替規定)
第8条の2の3 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第63条または第64条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第38条の4第1項中「または第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「もしくは第349条の3の4から第349条の5までまたは附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第63条もしくは第64条</u> 」とする。	第8条の2の3 法附則第15条から第15条の3の2まで <u>または第63条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第38条の4第1項中「または第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「もしくは第349条の3の4から第349条の5までまたは附則第15条から第15条の3の2まで <u>もしくは第63条</u> 」とする。
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第8条の3 (略)	第8条の3 (略)
2 (略)	2 (略)
3 法附則 <u>第15条第23項第1号</u> に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	3 法附則 <u>第15条第22項第1号</u> に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
4 法附則 <u>第15条第23項第2号</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	4 法附則 <u>第15条第22項第2号</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
5 法附則 <u>第15条第23項第3号</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	5 法附則 <u>第15条第22項第3号</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
6 法附則 <u>第15条第24項第1号</u> に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	6 法附則 <u>第15条第23項第1号</u> に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
7 法附則 <u>第15条第24項第2号</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	7 法附則 <u>第15条第23項第2号</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
8 法附則 <u>第15条第26項第1号イ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	8 法附則 <u>第15条第25項第1号イ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
9 法附則 <u>第15条第26項第1号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	9 法附則 <u>第15条第25項第1号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
10 法附則 <u>第15条第26項第1号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	10 法附則 <u>第15条第25項第1号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
11 法附則 <u>第15条第26項第1号ニ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	11 法附則 <u>第15条第25項第1号ニ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
12 法附則 <u>第15条第26項第2号イ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	12 法附則 <u>第15条第25項第2号イ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
13 法附則 <u>第15条第26項第2号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	13 法附則 <u>第15条第25項第2号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
14 法附則 <u>第15条第26項第2号ハ</u> に規定する	14 法附則 <u>第15条第25項第2号ハ</u> に規定する

設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

- 15 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 16 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 17 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 19 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 21 (略)
- 22 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、零とする。

(新築された認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者等がすべき申告)

- 第8条の4 (略)
2～6 (略)

(新設)

- 7 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係

設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

- 15 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
 - 16 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
 - 17 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
 - 18 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
 - 19 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
 - 20 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
 - 21 (略)
- (削る)

(新築された認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者等がすべき申告)

- 第8条の4 (略)
2～6 (略)

- 7 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および個人番号または法人番号（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類および床面積

(3) 家屋の建築年月日および登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

- 8 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係

る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 地方税法施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

8 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第14条の2 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円
a	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)	3,800円	4,500円
b	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
a	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)	3,800円	1,000円

る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 地方税法施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

9 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第14条の2 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)	6,900円	8,200円
a	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)	3,800円	4,500円
b	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	1,800円
a	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)	3,800円	1,000円

b	5,000円	1,300円
---	--------	--------

3 法附則第30条第3項第1号および第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円
a	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)	3,800円	1,900円
b	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号および第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
a	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)	3,800円	2,900円
b	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号および第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗

b	5,000円	1,300円
---	--------	--------

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

用のものを除く。)に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
第14条の2の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項に

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
第14条の2の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項に

において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2・3 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第14条の2の3 法第451条第1項第1号(同条第4項または第5項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第14条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第63条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条の7 (略)

2 (略)

3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第64条の5(第2号に係る部分に限る。)および前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2・3 (略)

(削る)

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条の7 (略)

2 (略)

(削る)

函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例を廃止する条例の骨子

1 廃止理由

租税特別措置法等の一部改正に伴い、本条例の適用区域が半島振興法に基づく認定産業振興促進計画の区域に該当しなくなることにより廃止するため。

2 廃止の内容

租税特別措置法および半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（以下「省令」という。）の一部改正に伴い、本市全域が、函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例（以下「条例」という。）が準拠する省令の対象区域に該当しなくなることにより条例を廃止し、条例の廃止後においても、令和5年3月31日以前に廃止前の条例第2条に規定する施設等を新設し、または増設した者で、当該施設等に係る事業を営んでいるものの同条に規定する適用資産について、なおその効力を有する旨の経過措置を設ける規定を整備する。

3 施行期日 令和5年4月1日

○函館市認定半島産業振興促進計画区域における固定資産税の課税の特例に関する条例

令和元年7月8日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、市の認定半島産業振興促進計画区域（半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の4第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された法第9条の2第2項第1号に掲げる区域をいう。以下同じ。）の振興に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づき、固定資産税の課税について函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）の特例を定めるものとする。

(不均一課税)

第2条 市の認定半島産業振興促進計画区域内において、法第9条の4第1項に規定する認定産業振興促進計画に定められた法第17条各号に掲げる事業の用に供する施設または設備（以下「施設等」という。）を新設し、または増設した者で当該事業を営んでいるものについては、その事業に係る施設等であって特別償却設備（半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第1条に規定する特別償却設備をいう。）である家屋および償却資産ならびに当該家屋の敷地である土地（法第9条の2第2項第4号に掲げる計画期間の初日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）（以下これらを「適用資産」という。）に対する固定資産税（当該適用資産に課されるべき最初の年度以後3年度間におけるものに限る。）の税率は、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率とする。

不均一の課税をすべき年度	税率
第1年度	100分の0.14
第2年度	100分の0.35
第3年度	100分の0.7

(不均一課税の申請)

第3条 前条の規定による不均一の課税（以下「不均一課税」という。）の適用を受けようとする者は、不均一課税の適用を受けようとする当該年度の賦課期日の属する年の1月31日までに、市長に申請しなければならない。

(地位の承継)

第4条 不均一課税の適用を受けている者についての次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者は、市長の承認を受けたときは、当該不均一課税の適用を受けている者の地位を承継する。

- (1) 相続があった場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 合併後存続する法人または合併により設立された法人
- (3) 法人を分割した場合（当該事業を承継させる場合に限る。） 分割により当該事業を承継した法人
- (4) 当該事業を譲渡した場合 その譲受人

(不均一課税の取消し)

第5条 市長は、不均一課税の適用を受けた者もしくは受けている者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該不均一課税の決定を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する不均一課税の要件を欠くに至ったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により不均一課税の適用を受け、または受けようとしたとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。